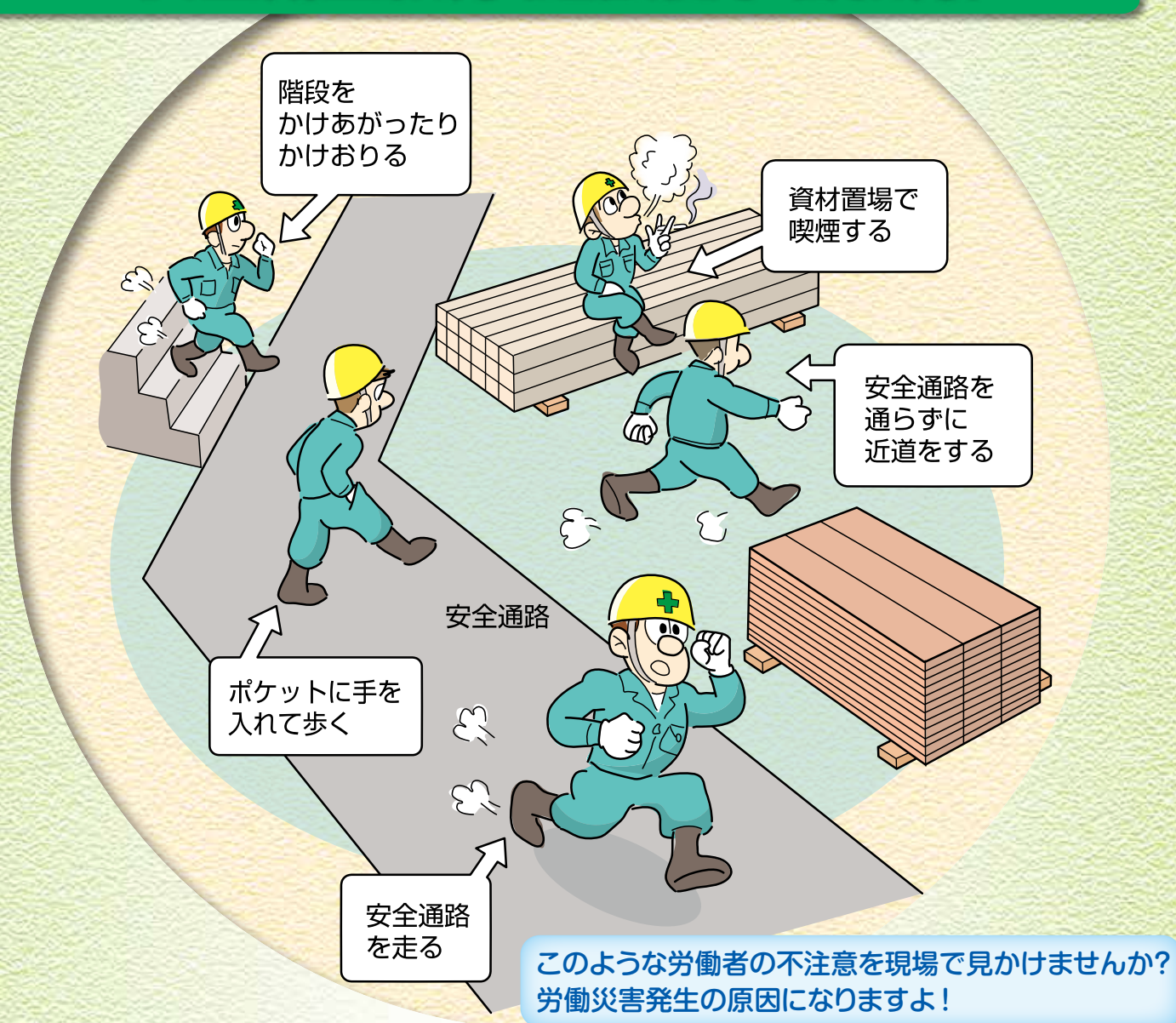


建設従事者教育の実施を徹底しましょう!

労働災害の増加で

厚生労働省が **緊急要請**

建設工事に従事する労働者に対する 安全衛生教育(建設従事者教育)



けんせつぎょうろうどうさいがいぼう し きょうかい

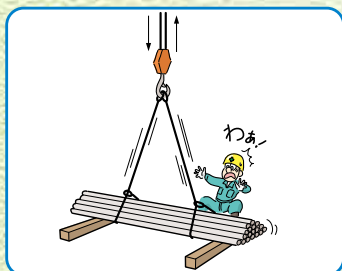
建設業労働災害防止協会 (略称: 建 災 防)

建災防とは建設業を営む事業主及び事業主の団体が会員となって、建設業における労働災害の防止を目的として昭和39年(1964年)9月に労働災害防止団体法に基づいて、設立された公益団体です。

事故につながりやすい不安全行動、ヒューマンエラー等の例

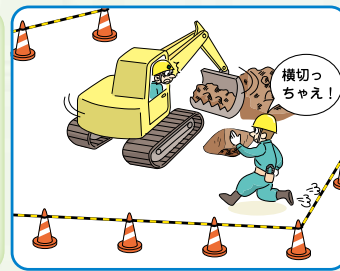
1. うっかり・ぼんやり

玉掛け者からつり荷の巻き上げの合図がないのに、玉掛けが終わっていると思いこみ、運転者が荷をつり上げてしまう。



3. 近道行為

移動式クレーンや、バックホウ（ドラグ・ショベル）などの作業半径内に立ち入ったり、横切って近道をしようとする。



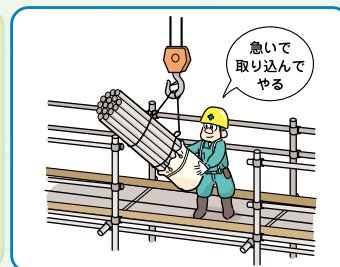
2. 錯覚

モルタルミキサーの修理をするとき、同僚が電源を切っているものと思いこんで、作業を始めてしまう。



4. 省略行為

単管足場の手すりを取り外して、材料の取り込みなどを行うとき、安全帯のフックを、手すりにかける作業を行う。



このような不安全行動、ヒューマンエラー等を防ぐためには、労働者ひとり一人に対して、繰り返し、安全衛生教育を行うことが必要です。

実技体験訓練の風景例

「建設従事者教育」では、労働者の不安全行動、ヒューマンエラー等を防止するため、皆さんの職場で実際に実技体験訓練を行っています。



重機との接触事故防止のため、オペレーターと誘導者の合図確認の実技体験訓練



のり面からの墜落災害防止のための安全帯フック掛けの実技体験訓練



土砂崩壊に類似した恐さを体験するための土圧の実技体験訓練



現地K Yの実地体験
*ひとり一人がこれから作業する現地で設備や工具類等を点検・指差呼称しながら、危険を予測し対策を立てて、災害を防止します。

労働災害防止に向けた取組の強化が要請されており、中でも、「建設従事者に対する安全衛生教育」の更なる実施が求められています。

平成26年8月5日

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部長から建設業労働災害防止協会会長に対して
「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請について(基安発0805第1号)」を発出

平成26年8月29日

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課長から
国土交通省 大臣官房 技術調査課長 並びに国土交通省 土地・建設産業局 建設業課長に対して
「建設業における労働災害防止対策について(基安安発0829第1号)」を発出

※ 一部抜粋

なお、建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育については、平成15年3月25日付け基安発第0325001号「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について」により推進していますので、これを参考に当該教育の普及にご協力いただきますよう、あわせて要請します。

平成26年8月29日

国土交通省 大臣官房 技術調査課長から
建設業労働災害防止協会会長に対して
「建設業における労働災害防止対策について(国官技第129の2号)」を発出

平成26年9月2日

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課長から
建設業労働災害防止協会会長に対して
「建設業における労働災害防止対策について(国土建第106号)」を発出

厚生労働省 及び 国土交通省は、「建設従事者に対する安全衛生教育の実施」を推奨しています。

平成15年3月25日

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部長から
都道府県労働局長に対して
「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について(基安発第0325001号)」を発出

平成15年3月28日

国土交通省 大臣官房 技術調査課長から
建設業労働災害防止協会会長に対して
「平成15年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について(国官技第346号の2)」を発出

都道府県労働局長 殿

基安発第0325001号
平成15年3月25日

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について

建設工事における労働災害を防止するためには、建設工事における元方事業者、関係請負人等の事業者が労働災害を防止するための措置を確実に実施するとともに的確な労働災害防止活動を実施することが必要であるが、併せて建設工事現場で働く労働者も労働災害防止の重要性を認識し、事業者が行う措置に応じて必要な事項を遵守し、労働災害防止活動に積極的に協力することが重要である。

こうした観点に立って、建設業労働災害防止協会では、今般、建設現場で働く労働者が守らなければならない労働安全衛生法の遵守事項等の基本的事項について周知徹底するための教育手法を示した「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育に関する指針」を別添のとおり策定し、その普及を図ることとしているところである。

厚生労働省としても、建設業における労働災害を防止する上で、当該指針に基づいた教育の普及が重要と考えられることから、貴職におかれても、管内の建設業における当該指針に基づく建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育の普及に努められたい。

国土交通省発注工事の工事成績評定に加点されます。

国土交通省発注の工事では施工業者が「建設従事者教育」を実施した場合、工事成績評定の際に「創意工夫・安全衛生」の項目で、2点が加点されます。

なお、地方自治体も国にならい、工事成績で評価、加点をしているところもあります。
詳しくは国土交通省各地方整備局、又は同局事務局にお問い合わせください。

建設従事者教育の内容

1. 対象者

建設工事現場で直接建設工事の施工に従事する建設従事者です。

なお、職長又は安全衛生責任者もこの教育の対象者に含めることは差し支えありません。

2. 対象となる工事現場

建設工事現場が直接的な対象になります。

3. 実施者

最寄りの建設業労働災害防止協会都道府県支部（最終頁参照）が実施します。

教育の実施にあたっては、教育内容が事業者にとって「無理なく、無駄なく、現場でやりやすい教育」となるよう、依頼のあった事業者と十分協議し、作業内容に応じた効果的な方法を決定いたします。

4. 教育の実施場所

この教育の要請のあった建設工事現場の作業所に、建設業労働災害防止協会の講師が出向いて、教育を実施いたします。

5. 教育の実施時期及び受講頻度

（１）実施時期：建設工事の着手後、主だった建設従事者の現場入場が出揃う時期であって、事業者が希望する時期に行います。

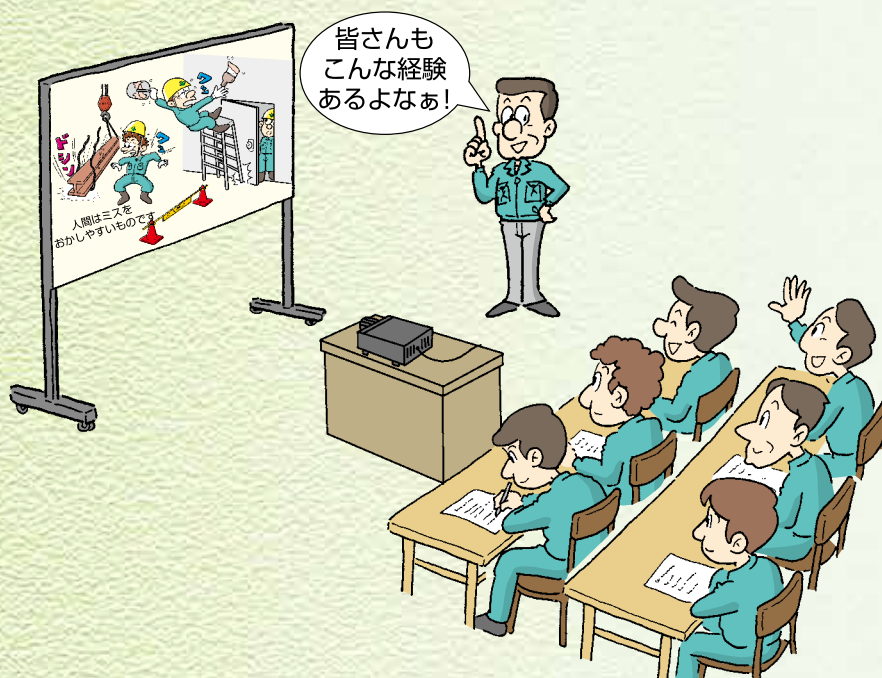
（２）受講頻度：原則として現場単位で１年に１回とします。

6. 1回当たりの受講者数

実技訓練を行いますので50人程度としています。

なお、小規模工事で建設従事者の人数が20人未満の場合でも、他工事と合同の教育も可能です。詳細は最寄りの建災防都道府県支部へお問い合わせ下さい。

作業所会議室での視聴覚教材を使った教育



7. 教育カリキュラム

学科4時間と実技2時間の6時間の教育です。

このため、本建設従事者教育は、一般に「6時間教育」とも呼ばれています。

なお、現場の作業工程の都合上等の理由から、建設従事者を集めることができない、又は、まとまった時間をとることができない場合等には、学科と実技を2日間に分けて実施することもできますので、建災防都道府県支部にご相談ください。

科 目	内 容	時 間
1. 労働安全衛生関係法令	事業者の責任と労働者の遵守義務	0.5時間
2. 安全施工サイクルに関する事項	安全施工サイクルの実施方法 (安全ミーティング、KY活動、現地KY、作業手順等)	1.0時間
3. 現場の労働安全衛生に関する具体的実施事項	①現場での安全管理体制 ②現場での安全点検 ③有害物、有害作業、有害場所等の健康障害防止 ④ その他労働安全衛生に関する具体的実施事項	1.5時間
4. 労働災害の事例及びその対策	作業行動による労働災害防止対策 (ヒューマンエラー関係を含む)	1.0時間
5. 実技訓練 (現場でできる実技体験訓練)	①服装及び保護具(呼吸用保護具、保護帽、安全帯等)の適切な装着方法 ②現場での合図の種類、方法及び確認 ③適切な安全指示の方法と対応 ④ その労働安全衛生に関する実技訓練	2.0時間
合 計		6.0時間

*** 上記カリキュラム中の太字部分のカリキュラムについては、現場の工事の種類や受講者の職種に応じて下記のような教育内容を用意しております。**

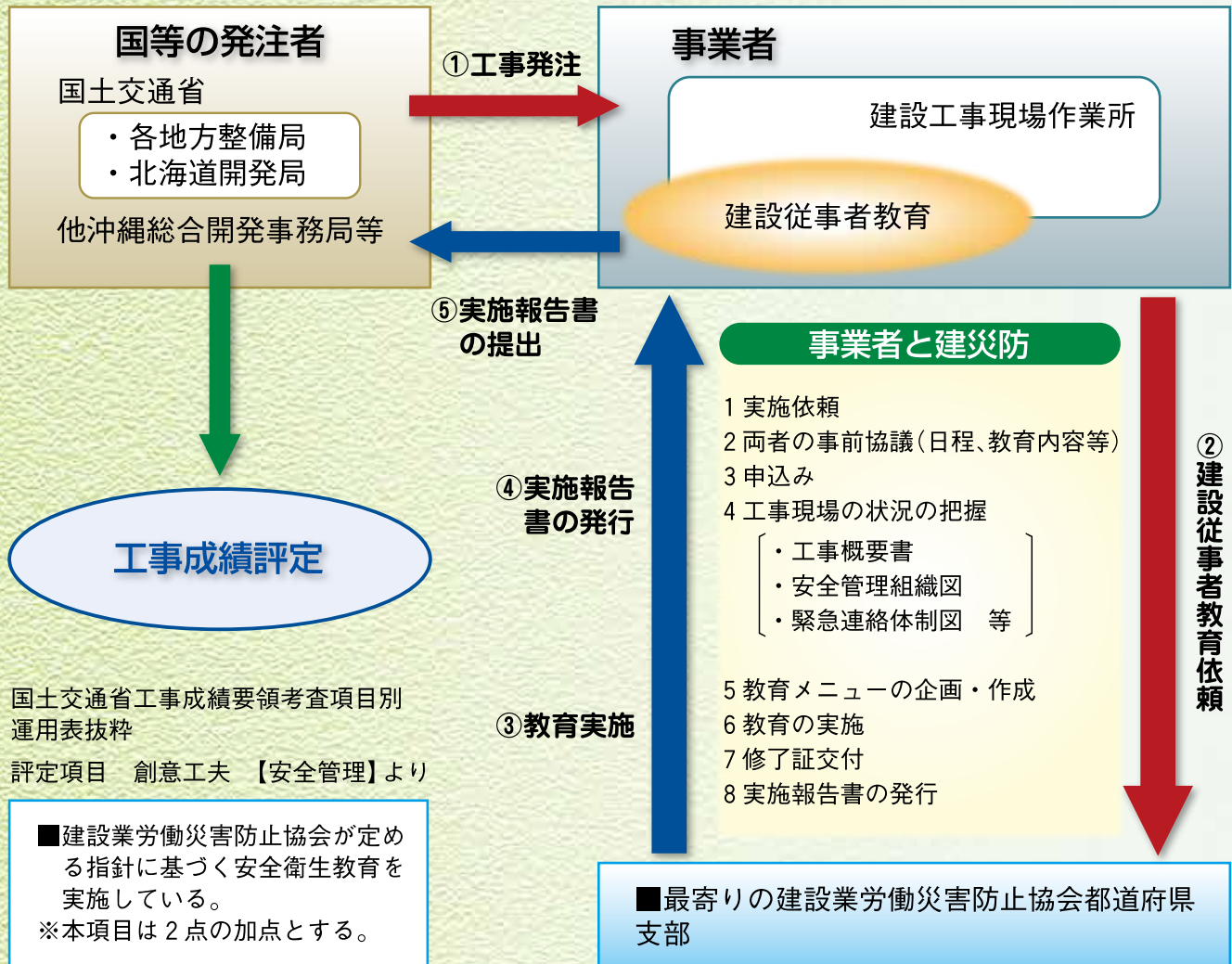
- 建設機械による災害防止
- 墜落による災害防止
- 土砂崩壊による災害防止
- 爆発・火災による災害防止
- 電気による災害防止
- 交通労働災害防止
- 避難訓練の方法
- 消火器の使い方

詳細は最寄りの建災防都道府県支部へお問い合わせください。



【この教育に使用する主な教材】

建設従事者教育の実施の流れ



教育の感想

実施した現場所長の声(例)



・ 普段このような機会がないので、今回の訓練は、とても良い勉強になりました。このような訓練の場を設けることは**作業員の意識向上に加え、現場での一体感**に大きくつながるので、大変よいことだと思います。

・ ありきたりの教育ではなく、いつも現場で使っている機械を使用しての教育であったので、**身をもって何が危険なのか勉強**できました。

・ 今回の教育を行ったことで、**施主からの評価が上がった**ことは、業者として素直にうれしかった。

修了証交付及び実施報告書の発行

この教育を修了した受講者全員に、当該教育を実施した建設業労働災害防止協会都道府県支部から実施支部名の修了証を交付します。

また、この教育の事業者（依頼者）には、実施報告書を発行します。

なお、この教育は、原則として1現場1年に1回実施することとされており、受講者には修了証が交付されます。

<修了証見本>

表 面

「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育」 修 了 証		
氏 名		
生 年 月 日	年	月 日 生
修了証番号	発行年月日	事業者名
建設業労働災害防止協会		支部 (印)

裏 面

この修了証は、「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育」を修了したことを証明するものです。 大切にしてください。	
備 考	

<実施報告書見本>

様式第4号	第△△-●●-〇〇1号
建設工事に従事する労働者に対する 安全衛生教育実施報告書	
〇〇〇〇建設工事共同企業体 〇〇〇工 事 作 業 所 殿	
貴事業場における『建設工事に従事 する労働者に対する安全衛生教育』 を別紙のとおり実施いたしましたの で、ここに報告いたします。	
平成 年 月 日	
建設業労働災害防止協会 〇 〇 〇 支 部 長	

*この報告書に実施日時、場所、参加者、教育内容を記載した書類を添付して、依頼のあった事業者宛てに報告いたします。

この教育に参加した
建設従事者の皆さんの声

・ 周辺の作業者は、普段重機オペレータの席に乗ることがなく、今回大きな重機に乗って実際に自分で死角を体験でき、オペレータのことがよく分かりました。（**オペレータ席から見た死角の多さに驚いた。**）

・ いつも当たり前のこととして行動していたが、今回の教育を受けて、**意外にも危険な行動があったということに気づき**、安全の基本を学ぶことができました。



この教育について詳しくは、最寄りの建災防都道府県支部へお問い合わせください。

支部名	事務所所在地	電話番号	FAX番号
北海道	〒060-0004 北海道札幌市中央区北四条西3丁目 北海道建設会館7階	011-261-6187	011-251-2305
青森	〒030-0803 青森県青森市安方2-9-13 青森県建設会館1階	017-773-6200	017-773-6201
岩手	〒020-0873 岩手県盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館3階	019-623-4411	019-653-6113
宮城	〒980-0824 宮城県仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階	022-224-1797	022-265-5604
秋田	〒010-0951 秋田県秋田市山王4-3-10	018-823-5499	018-865-2306
山形	〒990-0024 山形県山形市あさひ町18-25 山形県建設会館1階	023-642-3033	023-641-2590
福島	〒960-8061 福島県福島市五月町4-25 福島県建設センター3階	024-522-2266	024-522-4513
茨城	〒310-0062 茨城県水戸市大町3-1-22 茨城県建設センター3階	029-300-4638	029-300-4639
栃木	〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館内	028-639-3133	028-639-3806
群馬	〒371-0846 群馬県前橋市元総社町2-5-3 群馬県建設会館1階	027-252-1669	027-253-1776
埼玉	〒336-0031 埼玉県さいたま市南区鹿手袋4-1-7 埼玉建産連会館3階	048-862-2542	048-862-9764
千葉	〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央4-16-1 建設会館ビル4階	043-225-8524	043-225-9818
東京	〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館3階	03-3551-5372	03-3551-0488
神奈川	〒231-0011 神奈川県横浜市中区太田町2-22 建設会館3階	045-201-8456	045-201-7735
新潟	〒950-0965 新潟県新潟市中央区新光町7-5 新潟県建設会館2階	025-285-7141	025-285-7144
富山	〒939-3545 富山県富山市水橋入部町字元禄4-62	076-478-4900	076-478-5090
石川	〒921-8036 石川県金沢市弥生2-1-23 石川県建設総合センター内	076-244-7146	076-244-7265
福井	〒910-0853 福井県福井市城東4-12-21 福井地区建設業会館内	0776-24-1197	0776-21-8094
山梨	〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1-13-7 山梨県建設会館2階	055-221-8810	055-228-8882
長野	〒380-0824 長野県長野市南石堂町1230 長建ビル内	026-228-7200	026-224-3061
岐阜	〒500-8382 岐阜県岐阜市藪田東1-2-2 岐阜県建設会館内	058-276-3743	058-276-6848
静岡	〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町9-9 静岡県建設業会館内	054-255-1080	054-272-6034
愛知	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄3-28-21 愛知建設業会館4階	052-242-4441	052-242-4440
三重	〒514-0003 三重県津市桜橋2-177-2 三重県建設産業会館2階	059-227-5922	059-225-7011
滋賀	〒520-0801 滋賀県大津市におの浜1-1-18	077-522-3232	077-522-7743
京都	〒604-0944 京都府京都市中京区押小路通柳馬場東入 京都建設会館別館3階	075-231-6587	075-251-0058
大阪	〒540-0031 大阪府大阪市中央区北浜東1-30	06-6941-2961	06-6941-4885
兵庫	〒651-2277 兵庫県神戸市西区美賀多1-1-2 兵庫建設会館2階	078-997-2323	078-997-2327
奈良	〒630-8241 奈良県奈良市高天町5-1	0742-22-3345	0742-22-3346
和歌山	〒640-8262 和歌山県和歌山市湊通丁北1-1-8	073-436-1327	073-426-3987
鳥取	〒680-0022 鳥取県鳥取市西町2-310 鳥取県建設会館	0857-24-2281	0857-24-2283
島根	〒690-0048 島根県松江市西嫁島1-3-17-101	0852-21-9004	0852-31-2166
岡山	〒700-0827 岡山県岡山市北区平和町5-10	086-225-4132	086-225-5392
広島	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀8-10 第6東洋ビル2階	082-228-8250	082-211-3499
山口	〒753-0074 山口県山口市中央4-5-16 山口県商工会館4階	083-924-3743	083-923-7252
徳島	〒770-0931 徳島県徳島市富田浜2-10 徳島県建設センター2階	088-622-3113	088-652-7609
香川	〒760-0026 香川県高松市磨屋町6-4 香川県建設会館3階	087-821-5243	087-821-5229
愛媛	〒790-0002 愛媛県松山市二番町4-4-4 愛媛県建設会館内	089-943-5330	089-933-0168
高知	〒780-0870 高知県高知市本町4-2-15 高知県建設会館	088-822-0321	088-822-0513
福岡	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東3-14-18 福岡建設会館5階	092-483-5101	092-483-5103
佐賀	〒840-0041 佐賀県佐賀市城内2-2-37 佐賀県建設会館内	0952-26-2779	0952-26-2789
長崎	〒850-0874 長崎県長崎市魚の町3-33 長崎県建設総合会館4階	095-820-7755	095-820-7744
熊本	〒862-0976 熊本県熊本市九品寺4-6-4 建設会館4階	096-371-3700	096-364-2020
大分	〒870-0045 大分県大分市城崎町3-3-41	097-538-0745	097-538-0323
宮崎	〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東2-9-19 宮崎県建設会館4階	0985-20-8610	0985-20-8504
鹿児島	〒890-8512 鹿児島県鹿児島市鴨池新町6-10 鹿児島県建設センター3階	099-257-9211	099-257-9214
沖縄	〒901-2131 沖縄県浦添市牧港5-6-8 沖縄県建設会館5階	098-876-5273	098-876-1198

〔本部〕建設業労働災害防止協会

〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番1号 産業安全会館7階

TEL 03-3456-0618 (教育部直通)

03-3453-8201 (代表)

FAX 03-3456-2458

ホームページアドレス <http://www.kensaibou.or.jp/>